

令和3年度障害福祉サービス等従事者処遇状況等調査結果の概要

目 次

| | |
|--|------|
| 令和3年度障害福祉サービス等従事者処遇状況等調査の概要 | P 2 |
| 福祉・介護職員処遇改善加算・特定処遇改善加算の取得状況等について | P 3 |
| 福祉・介護職員処遇改善加算 | |
| ・ 加算の取得（届出）状況 | |
| ・ 加算の取得（届出）をしない理由 | |
| 福祉・介護職員等特定処遇改善加算 | |
| ・ 加算の取得（届出）状況 | |
| ・ 加算を配分した職員の範囲 | |
| ・ 経験・技能のある障害福祉人材のうち1人以上は行うこととされている賃金改善の実施状況 | |
| ・ 加算の取得（届出）をしない理由 | |
| 障害福祉サービス等従事者の平均給与額等の状況について | P 10 |
| ・ 障害福祉サービス等従事者の給与等の引上げの実施方法 | |
| ・ 給与等の引上げの理由 | |
| ・ 障害福祉サービス等従事者の平均給与額の状況（常勤の者、職種別）【特定処遇改善加算】 | |
| ・ 経験・技能を有する障害福祉サービス等従事者の平均給与額の状況（常勤の者、勤続年数別）【特定処遇改善加算】 | |
| ・ 福祉・介護職員の平均給与額の状況（常勤の者、職種別）【処遇改善加算】 | |
| ・ 福祉・介護職員の平均基本給与額の状況（常勤の者、職種別）【処遇改善加算】 | |
| ・ 福祉・介護職員の平均給与額の状況（常勤の者、勤続年数別）【処遇改善加算】 | |
| ・ 福祉・介護職員の平均給与額の状況（常勤の者、保有資格別）【処遇改善加算】 | |
| ・ 福祉・介護職員の平均給与額の状況（非常勤の者、職種別）【処遇改善加算】 | |
| 給与等の引き上げ以外の処遇改善状況について | P 22 |
| 新型コロナウイルス感染症に伴う影響について | P 24 |

令和3年度障害福祉サービス等従事者処遇状況等調査の概要

- 調査の目的 障害福祉サービス等従事者の処遇の状況及び処遇改善加算の影響等の評価を行うとともに、報酬改定のための基礎資料を得る。
- 調査時期 令和3年11月
- 調査対象等
- 調査対象 居宅介護、重度訪問介護、同行援護、行動援護、療養介護、生活介護、短期入所、重度障害者等包括支援、障害者支援施設(施設入所支援)、自立訓練(機能訓練)、自立訓練(生活訓練)、就労移行支援、就労継続支援A型、就労継続支援B型、共同生活援助、児童発達支援、医療型児童発達支援、放課後等デイサービス、居宅訪問型児童発達支援、保育所等訪問支援、福祉型障害児入所施設及び医療型障害児入所施設
 - 抽出方法 層化無作為抽出法により抽出
 - 調査客体数 9,298施設・事業所
 - 有効回答数 5,657施設・事業所(有効回答率:60.8%)
 - 調査項目 福祉・介護職員処遇改善加算、福祉・介護職員等特定処遇改善加算の取得状況、調査対象施設・事業所に在籍する障害福祉サービス等従事者の給与(令和2年9月と令和3年9月における給与)等

処遇改善加算全体のイメージ

< 特定処遇改善加算の取得要件 >

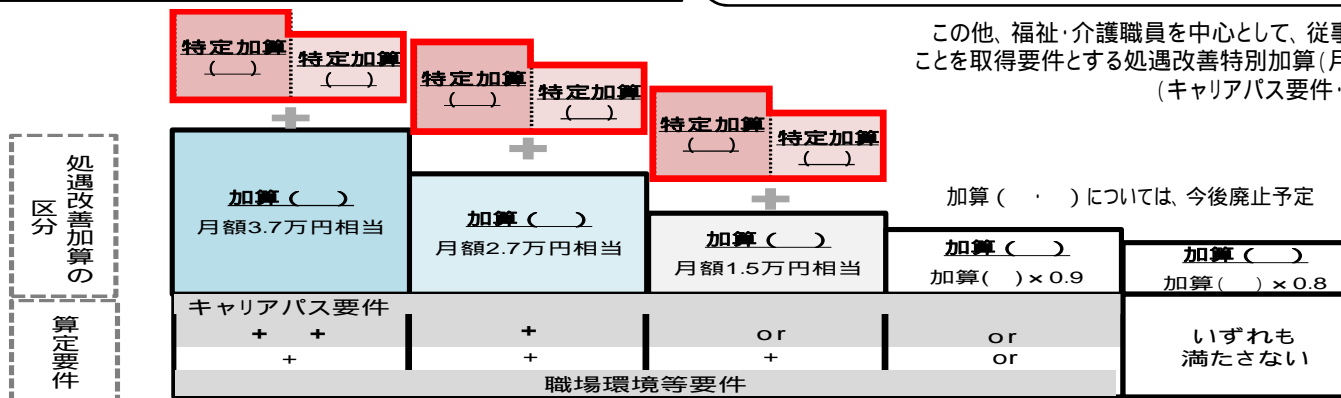
- 処遇改善加算()から()までを取得していること
- 処遇改善加算の職場環境等要件に関し、複数の取組を行っていること
- 処遇改善加算に基づく取組について、ホームページへの掲載等を通じた見える化を行っていること

< サービス種類内の加算率 >

- サービス毎に、福祉専門職員配置等加算等の取得状況により加算率を2段階に設定

< 処遇改善加算の取得要件 >

- (キャリアパス要件)** 就業規則等の明確な書面での整備・全ての福祉・介護職員への周知を含む。
 職位・職責・職務内容等に応じた**任用要件と賃金体系を整備すること**
 資質向上のための計画を策定して**研修の実施又は研修の機会を確保すること**
 経験若しくは資格等に応じて**昇給する仕組み**又は一定の基準に基づき**定期に昇給を判定する仕組み**を設けること
- (職場環境等要件)**
- 賃金改善を除く、職場環境等の改善



福祉・介護職員処遇改善加算・特定処遇改善加算の取得状況等について

<福祉・介護職員処遇改善加算>

加算の取得（届出）状況

福祉・介護職員処遇改善加算の取得状況をみると、加算を「取得（届出）している」事業所等が83.3%、加算を「取得（届出）していない」事業所等が16.2%となっている。

また、加算の種類別（～）の取得状況をみると、加算（ ）を取得している事業所等が68.8%となっている。

| | 取得（届出） している | 加算（ ） | 加算（ ） | 加算（ ） | 加算（ ） | 加算（ ） | 特別加算を 取得（届出） している | 取得（届出） していない |
|-------------------|----------------|-------|-------|-------|-------|-------|-------------------------|-----------------|
| | | | | | | | | |
| 住宅介護 | 86.4% | 72.8% | 9.9% | 3.7% | 0.0% | 0.0% | 0.0% | 13.6% |
| 重度訪問介護 | 87.9% | 73.3% | 9.8% | 4.4% | 0.3% | 0.0% | 0.3% | 11.7% |
| 生活介護 | 91.4% | 72.3% | 9.8% | 7.7% | 0.6% | 0.9% | 1.2% | 7.4% |
| 施設入所支援 | 97.7% | 80.6% | 9.9% | 6.9% | 0.3% | 0.0% | 0.3% | 2.0% |
| 就労継続支援 A 型 | 80.5% | 62.1% | 7.7% | 9.2% | 0.6% | 0.9% | 0.6% | 18.9% |
| 就労継続支援 B 型 | 83.5% | 65.0% | 6.3% | 10.8% | 0.6% | 0.9% | 0.9% | 15.7% |
| 共同生活援助（介護サービス包括型） | 83.2% | 63.1% | 8.3% | 10.9% | 0.3% | 0.6% | 0.3% | 16.5% |
| 児童発達支援 | 83.4% | 75.7% | 3.6% | 2.7% | 0.3% | 1.2% | 0.3% | 16.3% |
| 放課後等デイサービス | 86.2% | 75.4% | 5.7% | 4.9% | 0.0% | 0.3% | 0.6% | 13.2% |
| 福祉型障害児入所施設 | 89.3% | 76.4% | 7.9% | 5.0% | 0.0% | 0.0% | 0.0% | 10.7% |
| 医療型障害児入所施設 | 68.8% | 58.8% | 2.5% | 7.5% | 0.0% | 0.0% | 1.3% | 30.0% |

注)令和3年度の取得（届出）状況である。

加算の種類

- ・福祉・介護職員処遇改善加算（ ）: 37,000円相当（キャリアパス要件、要件、要件、職場環境等要件の全てを満たす場合）
- ・福祉・介護職員処遇改善加算（ ）: 27,000円相当（キャリアパス要件、要件、職場環境等要件の全てを満たす場合）
- ・福祉・介護職員処遇改善加算（ ）: 15,000円相当（キャリアパス要件又は要件のどちらかを満たすことに加え、職場環境等要件を満たす場合）
- ・福祉・介護職員処遇改善加算（ ）:（ ）×0.9相当（キャリアパス要件、要件、職場環境等要件のいずれかを満たす場合）
- ・福祉・介護職員処遇改善加算（ ）:（ ）×0.8相当（キャリアパス要件、要件、職場環境等要件のいずれも満たさない場合）
- ・福祉・介護職員処遇改善特別加算: 5,000円相当（福祉・介護職員を中心として従事者の処遇改善が図られていること。キャリアパス要件及び職場環境等要件は問わない）

加算の取得（届出）をしない理由

福祉・介護職員処遇改善加算等を取得（届出）していない事業所等における加算を取得しない理由をみると、「事務作業が煩雑」が27.2%、「対象職種の制約のため困難」が14.6%、「キャリアパス要件を満たすことが困難」が12.5%となっている。

(複数回答)

| | 対象職種の制約のため困難 | キャリアパス要件を満たすことが困難 | 職場環境等要件を満たすことが困難 | 事務作業が煩雑 | 令和4年度以降の取り扱いが不明 | 追加費用負担の発生 | 非常勤職員等の処遇上の問題 | 利用者負担の増加 | 賃金改善の必要性がない | 新型コロナウイルス感染症の影響 | その他 |
|-----------------------|--------------|-------------------|------------------|---------|-----------------|-----------|---------------|----------|-------------|-----------------|-------|
| 全 体 | 14.6% | 12.5% | 8.6% | 27.2% | 4.9% | 5.6% | 9.0% | 4.8% | 9.4% | 2.9% | 24.2% |
| 居宅介護 | 9.1% | 4.5% | 4.5% | 25.0% | 4.5% | 6.8% | 18.2% | 13.6% | 6.8% | 2.3% | 25.0% |
| 重度訪問介護 | 13.5% | 10.8% | 13.5% | 27.0% | 2.7% | 5.4% | 10.8% | 16.2% | 10.8% | 2.7% | 13.5% |
| 生活介護 | 12.0% | 20.0% | 8.0% | 24.0% | 4.0% | 12.0% | 12.0% | 4.0% | 4.0% | 4.0% | 4.0% |
| 施設入所支援 | 16.7% | 0.0% | 0.0% | 16.7% | 0.0% | 0.0% | 0.0% | 0.0% | 0.0% | 0.0% | 33.3% |
| 就労継続支援 A 型 | 20.3% | 28.1% | 17.2% | 46.9% | 7.8% | 14.1% | 4.7% | 3.1% | 9.4% | 7.8% | 10.9% |
| 就労継続支援 B 型 | 12.7% | 20.0% | 14.5% | 40.0% | 7.3% | 9.1% | 9.1% | 1.8% | 9.1% | 5.5% | 12.7% |
| 共同生活援助 (介護サービス包括型) | 16.1% | 16.1% | 7.1% | 33.9% | 3.6% | 1.8% | 10.7% | 0.0% | 3.6% | 1.8% | 12.5% |
| 児童発達支援 | 9.1% | 7.3% | 5.5% | 20.0% | 1.8% | 0.0% | 3.6% | 1.8% | 10.9% | 3.6% | 43.6% |
| 放課後等デイサービス | 13.0% | 8.7% | 15.2% | 47.8% | 6.5% | 4.3% | 8.7% | 6.5% | 2.2% | 4.3% | 13.0% |
| 福祉型障害児入所施設 | 13.3% | 6.7% | 6.7% | 6.7% | 0.0% | 0.0% | 0.0% | 0.0% | 0.0% | 0.0% | 66.7% |
| 医療型障害児入所施設 | 25.0% | 4.2% | 4.2% | 12.5% | 4.2% | 4.2% | 8.3% | 0.0% | 20.8% | 0.0% | 33.3% |

<福祉・介護職員等特定処遇改善加算>

加算の取得（届出）状況

福祉・介護職員等特定処遇改善加算の取得状況をみると、加算を「取得（届出）している」事業所が66.5%、加算を「取得（届出）していない」事業所が33.5%となっている。

また、加算の種類別（～）の取得状況をみると、加算（ ）を取得している事業所が36.2%となっている。

| | 取得(届出)している | | | | 取得(届出)していない |
|-------------------|------------|-------|-------|--------|-------------|
| | | 加算() | 加算() | 加算区分なし | |
| 全体 | 66.5% | 36.2% | 17.5% | 12.8% | 33.5% |
| 居宅介護 | 63.1% | 27.6% | 35.5% | - | 36.9% |
| 重度訪問介護 | 65.9% | 27.2% | 38.8% | - | 34.1% |
| 生活介護 | 72.5% | 55.6% | 9.9% | 7.0% | 27.5% |
| 施設入所支援 | 78.0% | - | - | 78.0% | 22.0% |
| 就労継続支援A型 | 50.2% | 34.5% | 15.7% | 0.0% | 49.8% |
| 就労継続支援B型 | 61.5% | 49.3% | 9.4% | 2.8% | 38.5% |
| 共同生活援助(介護サービス包括型) | 64.5% | 42.7% | 21.9% | - | 35.5% |
| 児童発達支援 | 62.8% | 46.6% | 16.2% | - | 37.2% |
| 放課後等デイサービス | 55.0% | 31.7% | 23.3% | - | 45.0% |
| 福祉型障害児入所施設 | 77.6% | 72.0% | 5.6% | - | 22.4% |
| 医療型障害児入所施設 | 83.6% | 74.5% | 9.1% | - | 16.4% |

注)福祉・介護職員等特定処遇改善加算()～()の届出をしていると回答した施設・事業所における令和3年度の取得(届出)状況である。

加算の種類

- ・ 加算()：福祉・介護職員等特定処遇改善加算の取得要件を満たし、福祉専門職員配置等加算等を取得している場合
- ・ 加算()：福祉・介護職員等特定処遇改善加算の取得要件を満たし、福祉専門職員配置等加算等未取得している場合

(参考) 加算の取得(届出)状況(全体に対する割合)

福祉・介護職員等特定処遇改善加算の取得状況をみると、加算を「取得(届出)している」事業所が54.9%、加算を「取得(届出)していない」事業所が27.6%となっている。

また、加算の種類別()の取得状況をみると、加算()を取得している事業所が29.9%となっている。

| | 取得(届出)している | | | | 取得(届出)していない |
|-------------------|------------|-------|-------|--------|-------------|
| | | 加算() | 加算() | 加算区分なし | |
| 全体 | 54.9% | 29.9% | 14.5% | 10.6% | 27.6% |
| 居宅介護 | 54.5% | 23.8% | 30.7% | - | 31.9% |
| 重度訪問介護 | 57.8% | 23.8% | 34.0% | - | 29.8% |
| 生活介護 | 65.2% | 50.0% | 8.9% | 6.3% | 24.7% |
| 施設入所支援 | 76.0% | - | - | 76.0% | 21.4% |
| 就労継続支援 A 型 | 39.6% | 27.2% | 12.4% | 0.0% | 39.3% |
| 就労継続支援 B 型 | 50.4% | 40.5% | 7.7% | 2.3% | 31.6% |
| 共同生活援助(介護サービス包括型) | 53.1% | 35.1% | 18.0% | - | 29.2% |
| 児童発達支援 | 51.5% | 38.2% | 13.3% | - | 30.5% |
| 放課後等デイサービス | 47.3% | 27.2% | 20.1% | - | 38.7% |
| 福祉型障害児入所施設 | 69.3% | 64.3% | 5.0% | - | 20.0% |
| 医療型障害児入所施設 | 57.5% | 51.3% | 6.3% | - | 11.3% |

注1)全体に対する割合とは、福祉・介護職員等特定処遇改善加算()～()の届出をしている施設・事業所及び当該加算の届出をしていない施設・事業所に対する割合である。

注2)福祉・介護職員等特定処遇改善加算()～()の届出をしていると回答した施設・事業所における令和3年度の取得(届出)状況である。

加算の種類

- ・ 加算()：福祉・介護職員等特定処遇改善加算の取得要件を満たし、福祉専門職員配置等加算等を取得している場合
- ・ 加算()：福祉・介護職員等特定処遇改善加算の取得要件を満たし、福祉専門職員配置等加算等を取得していない場合

加算を配分した職員の範囲

福祉・介護職員等特定処遇改善加算の配分状況を見ると、「他の障害福祉人材」に配分した事業所が69.4%、「その他の職種」に配分した事業所が39.5%となっている。

また、「その他の職種」に対する配分状況を見ると、事務員、看護職員、管理栄養士・栄養士の割合が高くなっている。

(複数回答)

| 経験・技能のある障害福祉人材(グループ) | 他の障害福祉人材(グループ) | その他の職種(グループ) |
|----------------------|----------------|--------------|
| 88.1% | 69.4% | 39.5% |

(複数回答)

| 看護職員 | 理学療法士・作業療法士 | 機能訓練担当職員(言語聴覚士含む) | 管理栄養士・栄養士 | 調理員 | 事務員 | その他 |
|-------|-------------|-------------------|-----------|-------|-------|-------|
| 55.8% | 22.6% | 14.7% | 46.7% | 36.2% | 72.8% | 30.1% |

注1) 福祉・介護職員等特定処遇改善加算の届出をしていると回答した施設・事業所の状況である。

注2) 福祉・介護職員等特定処遇改善加算を配分する職員の範囲を法人単位で設定した事業所を含む。

経験・技能のある障害福祉人材のうち1人以上は行うこととされている賃金改善の実施状況

経験・技能のある障害福祉人材のうち1人以上は行うこととされている賃金改善の内容をみると、「月額平均8万円以上の賃金改善を実施」した事業所が11.6%、「改善後の賃金が年額440万円以上となる賃金改善を実施」した事業所が38.9%となっている。

また、「既に賃金が年額440万円以上となっている者がいる」事業所が47.2%となっている。

(一部複数回答)

| 月額平均8万円以上の賃金改善を実施した | 改善後の賃金が年額440万円以上となる賃金改善を実施 | 既に賃金が年額440万円以上となっている者がいる | 月額平均8万円以上となる者又は改善後の賃金が年額440万円となる者を設定することができなかった |
|---------------------|----------------------------|--------------------------|---|
| 11.6% | 38.9% | 47.2% | 27.7% |

注1)「経験・技能のある障害福祉人材」に福祉・介護職員等特定処遇改善加算を配分していると回答した施設・事業所の状況である。

注2)「月額平均8万円以上となる者又は改善後の賃金が年額440万円となる者を設定することができなかった」と回答した施設・事業所は、他の項目を選択していない。

加算の取得（届出）をしない理由

福祉・介護職員等特定処遇改善加算を取得（届出）していない事業所における加算を取得しない理由をみると、「賃金改善の仕組みを設けるための事務作業が煩雑であるため」が38.4%、「賃金改善の仕組みをどのようにして定めたらよいかわからないため」が36.2%、「賃金改善の仕組みを設けることにより、職種間の賃金のバランスがとれなくなることが懸念されるため」が31.4%となっている

（複数回答）

| | 賃金改善の仕組みをどのようにして定めたらよいかわからないため | 賃金改善の仕組みを設けるための事務作業が煩雑であるため | 賃金改善の仕組みを設けることにより、賃金管理を行うことが今後難しくなるため | 賃金改善の仕組みを設けることにより、職種間の賃金のバランスがとれなくなることが懸念されるため | 賃金改善の仕組みを設けることにより、事業所間の賃金のバランスがとれなくなることが懸念されるため | 賃金改善の仕組みを設けることにより、福祉・介護職員間の賃金バランスがとれなくなることが懸念されるため | 特定処遇改善加算の計画書や実績報告書の作成が煩雑であるため | 新型コロナウイルス感染症の影響 |
|-------------------|--------------------------------|-----------------------------|---------------------------------------|--|---|--|-------------------------------|-----------------|
| 全体 | 36.2% | 38.4% | 18.0% | 31.4% | 19.3% | 22.7% | 24.4% | 1.4% |
| 住宅介護 | 35.9% | 50.5% | 18.4% | 26.2% | 9.7% | 20.4% | 31.1% | 1.9% |
| 重度訪問介護 | 31.9% | 48.9% | 22.3% | 22.3% | 11.7% | 17.0% | 30.9% | 3.2% |
| 生活介護 | 44.6% | 38.6% | 21.7% | 33.7% | 24.1% | 32.5% | 22.9% | 1.2% |
| 施設入所支援 | 16.9% | 32.3% | 24.6% | 55.4% | 33.8% | 40.0% | 18.5% | 0.0% |
| 就労継続支援 A 型 | 48.1% | 27.8% | 6.8% | 20.3% | 12.8% | 14.3% | 21.1% | 3.0% |
| 就労継続支援 B 型 | 36.0% | 45.0% | 27.0% | 42.3% | 28.8% | 29.7% | 21.6% | 0.9% |
| 共同生活援助（介護サービス包括型） | 41.4% | 39.4% | 10.1% | 21.2% | 16.2% | 15.2% | 21.2% | 1.0% |
| 児童発達支援 | 40.8% | 36.9% | 22.3% | 35.0% | 20.4% | 26.2% | 21.4% | 0.0% |
| 放課後等デイサービス | 43.0% | 37.8% | 14.1% | 23.0% | 11.1% | 15.6% | 29.6% | 2.2% |
| 福祉型障害児入所施設 | 25.0% | 39.3% | 35.7% | 67.9% | 35.7% | 42.9% | 21.4% | 0.0% |
| 医療型障害児入所施設 | 0.0% | 22.2% | 22.2% | 66.7% | 22.2% | 22.2% | 11.1% | 0.0% |

障害福祉サービス等従事者の平均給与額等の状況について

障害福祉サービス等従事者の給与等の引上げの実施方法

障害福祉サービス等従事者の給与等の引上げの実施方法をみると、「定期昇給を維持して実施（予定）」が69.8%、「一時金の支給金額を引上げまたは新設（予定）」が28.5%「各種手当を引上げまたは新設（予定）」が24.8%となっている。

(複数回答)

| | 定期昇給以外の賃金水準を引上げ(予定) | 定期昇給を維持して実施(予定) | 各種手当を引上げまたは新設(予定) | 一時金の支給金額を引上げまたは新設(予定) | 凍結または減額していた定期昇給を再開 | その他 |
|-------------------|---------------------|-----------------|-------------------|-----------------------|--------------------|------|
| 全 体 | 19.0% | 69.8% | 24.8% | 28.5% | 0.5% | 1.0% |
| 居宅介護 | 24.2% | 49.8% | 26.9% | 35.7% | 0.9% | 0.4% |
| 重度訪問介護 | 23.3% | 45.2% | 32.9% | 43.8% | 0.0% | 1.0% |
| 生活介護 | 14.9% | 81.8% | 17.5% | 21.6% | 0.7% | 1.1% |
| 施設入所支援 | 9.1% | 90.6% | 16.1% | 15.4% | 0.0% | 0.4% |
| 就労継続支援 A 型 | 30.3% | 50.6% | 30.3% | 31.8% | 2.2% | 1.5% |
| 就労継続支援 B 型 | 19.3% | 71.7% | 21.9% | 29.4% | 0.0% | 0.7% |
| 共同生活援助(介護サービス包括型) | 17.2% | 71.6% | 26.4% | 22.8% | 0.0% | 2.4% |
| 児童発達支援 | 17.4% | 74.5% | 26.3% | 33.2% | 0.4% | 1.2% |
| 放課後等デイサービス | 29.3% | 58.3% | 30.1% | 36.6% | 0.4% | 0.7% |
| 福祉型障害児入所施設 | 5.5% | 87.3% | 26.4% | 20.0% | 0.0% | 0.9% |
| 医療型障害児入所施設 | 9.4% | 89.1% | 17.2% | 14.1% | 0.0% | 0.0% |

注) 給与等の引き上げの実施方法は、調査対象となった施設・事業所に在籍している障害福祉サービス等従事者全体(福祉・介護職員に限定していない)の状況である。

給与等の引き上げの理由

障害福祉サービス等従事者の給与等の引き上げの理由をみると、「令和3年度報酬改定や処遇改善加算等に関わらず給与等を引き上げた(予定)」が49.3%、「処遇改善加算・処遇改善特別加算を踏まえて給与等を引き上げた(予定)」が28.2%となっている。また、「令和3年度報酬改定(処遇改善加算・処遇改善特別加算及び特定処遇改善加算を除く)を踏まえて給与等を引き上げた(予定)」は17.1%となっている。

(複数回答)

| | 令和3年度報酬改定(処遇改善加算・処遇改善特別加算及び特定処遇改善加算を除く)を踏まえて給与等を引き上げた(予定) | 特定処遇改善加算を踏まえて給与等を引き上げた(予定) | 処遇改善加算・処遇改善特別加算を踏まえて給与等を引き上げた(予定) | 令和3年度報酬改定や処遇改善加算等に関わらず給与等を引き上げた(予定) |
|-------------------|---|----------------------------|-----------------------------------|-------------------------------------|
| 全 体 | 17.1% | 12.8% | 28.2% | 49.3% |
| 居宅介護 | 20.7% | 16.7% | 37.0% | 36.6% |
| 重度訪問介護 | 18.6% | 16.7% | 36.2% | 31.4% |
| 生活介護 | 14.5% | 11.9% | 19.0% | 61.0% |
| 施設入所支援 | 11.8% | 8.3% | 23.6% | 63.8% |
| 就労継続支援 A 型 | 22.1% | 16.9% | 33.3% | 41.2% |
| 就労継続支援 B 型 | 14.9% | 11.2% | 22.7% | 59.1% |
| 共同生活援助(介護サービス包括型) | 20.0% | 8.8% | 22.8% | 54.4% |
| 児童発達支援 | 16.2% | 10.0% | 35.9% | 44.0% |
| 放課後等デイサービス | 28.3% | 13.8% | 26.8% | 45.3% |
| 福祉型障害児入所施設 | 19.1% | 14.5% | 25.5% | 54.5% |
| 医療型障害児入所施設 | 14.1% | 7.8% | 25.0% | 53.1% |

注1) 調査対象となった施設・事業所に在籍している障害福祉サービス等従事者全体(福祉・介護職員に限定していない)の状況である。

注2) 令和3年4月1日～令和3年9月30日の間の状況について回答したもの。

注3) 「給与等の状況」について、「給与等を引き上げた」または「令和2年度の給与水準を維持しているが、1年以内に引き上げる予定」と回答した施設・事業所の状況である。

障害福祉サービス等従事者の平均給与額の状況（常勤の者、職種別）

福祉・介護職員等特定処遇改善加算を取得（届出）している施設・事業所における福祉・介護職員（常勤の者）の平均給与額について、令和2年9月と令和3年9月の状況を比較すると、12,880円の増となっている。

| | 令和3年9月 | 令和2年9月 | 差 (令和3年 - 令和2年) |
|-------------------|----------|----------|--------------------|
| 福祉・介護職員 | 317,080円 | 304,200円 | 12,880円 |
| サービス管理責任者 | 399,100円 | 385,280円 | 13,820円 |
| 看護職員 | 402,230円 | 392,780円 | 9,450円 |
| 理学療法士・作業療法士 | 382,430円 | 371,060円 | 11,370円 |
| 機能訓練担当職員(言語聴覚士含む) | 367,860円 | 351,890円 | 15,970円 |
| 心理指導担当職員 | 383,120円 | 372,590円 | 10,530円 |
| 管理栄養士・栄養士 | 353,330円 | 345,880円 | 7,450円 |
| 調理員 | 282,160円 | 276,330円 | 5,830円 |
| 事務員 | 329,630円 | 321,770円 | 7,860円 |

注1) 福祉・介護職員：ホームヘルパー、生活支援員、児童指導員、保育士、障害福祉サービス経験者、世話人、職業指導員、地域移行支援員、就労支援員、訪問支援員

注2) 令和2年9月末日と令和3年9月末日ともに在籍している者の平均給与額を比較している。

注3) 平均給与額は基本給(月額) + 手当 + 一時金(4～9月支給金額の1/6)。

注4) サービス管理責任者には、児童発達支援管理責任者、サービス提供責任者を含む。

注5) 平均給与額は10円未満を四捨五入している。

【処遇改善加算 ～ 取得事業所（特定処遇改善加算取得事業所を除く）】

（参考）障害福祉サービス等従事者の平均給与額の状況（常勤の者、職種別）

福祉・介護職員処遇改善加算（ ）～（ ）を取得（届出）している事業所のうち福祉・介護職員等特定処遇改善加算を取得（届出）していない事業所における福祉・介護職員（常勤の者）の平均給与額について、令和2年9月と令和3年9月の状況を比較すると、10,980円の増となっている。

| | 令和3年9月 | 令和2年9月 | 差 (令和3年 - 令和2年) |
|-------------------|----------|----------|--------------------|
| 福祉・介護職員 | 288,860円 | 277,880円 | 10,980円 |
| サービス管理責任者 | 359,720円 | 348,560円 | 11,160円 |
| 看護職員 | 384,680円 | 377,010円 | 7,670円 |
| 理学療法士・作業療法士 | 365,820円 | 351,990円 | 13,830円 |
| 機能訓練担当職員(言語聴覚士含む) | 306,350円 | 300,060円 | 6,290円 |
| 心理指導担当職員 | 349,270円 | 337,470円 | 11,800円 |
| 管理栄養士・栄養士 | 333,430円 | 330,820円 | 2,610円 |
| 調理員 | 277,330円 | 268,940円 | 8,390円 |
| 事務員 | 339,610円 | 327,970円 | 11,640円 |

注1) 福祉・介護職員：ホームヘルパー、生活支援員、児童指導員、保育士、障害福祉サービス経験者、世話人、職業指導員、地域移行支援員、就労支援員、訪問支援員

注2) 令和2年9月末日と令和3年9月末日ともに在籍している者の平均給与額を比較している。

注3) 平均給与額は基本給(月額) + 手当 + 一時金(4～9月支給金額の1/6)。

注4) サービス管理責任者には、児童発達支援管理責任者、サービス提供責任者を含む。

注5) 平均給与額は10円未満を四捨五入している。

経験・技能を有する障害福祉サービス等従事者の平均給与額の状況 (常勤の者、勤続年数別)

福祉・介護職員等特定処遇改善加算を取得(届出)している事業所における経験・技能を有する障害福祉サービス等従事者(常勤の者)の平均給与額について、令和2年9月と令和3年9月の状況を勤続年数別に比較すると、勤続年数にかかわらず増となっており、全体では13,140円の増となっている。

| | 令和3年9月 | 令和2年9月 | 差 (令和3年 - 令和2年) |
|------------------|----------|----------|--------------------|
| 全体【平均勤続年数：11.0年】 | 364,060円 | 350,920円 | 13,140円 |
| 1年～4年 | 325,210円 | 302,100円 | 23,110円 |
| 5年～9年 | 342,020円 | 331,460円 | 10,560円 |
| 10年以上 | 401,740円 | 393,270円 | 8,470円 |

注1) 経験・技能を有する障害福祉サービス等従事者：福祉・介護職員のうち、介護福祉士、社会福祉士、精神保健福祉士又は保育士の資格を有する者・心理指導担当職員(公認心理師を含む)・サービス管理責任者・児童発達支援管理責任者・サービス提供責任者

注2) 令和2年9月末日と令和3年9月末日ともに在籍している者の平均給与額を比較している。

注3) 平均給与額は基本給(月額) + 手当 + 一時金(4～9月支給金額の1/6)。

注4) 平均給与額は10円未満を四捨五入している。

注5) 勤続年数は令和3年9月までに勤続した年数であり、同一法人の経営する施設・事業所における勤続年数は通算して計上している。

障害福祉サービス等従事者の平均給与額の状況（常勤の者、職種別）

福祉・介護職員処遇改善加算（ ）～（ ）を取得（届出）している事業所における福祉・介護職員（常勤の者）の平均給与額について、令和2年9月と令和3年9月の状況を比較すると、12,340円の増となっている。

| | 令和3年9月 | 令和2年9月 | 差 (令和3年 - 令和2年) |
|-------------------|----------|----------|--------------------|
| 福祉・介護職員 | 308,760円 | 296,420円 | 12,340円 |
| サービス管理責任者 | 386,730円 | 373,820円 | 12,910円 |
| 看護職員 | 397,460円 | 388,460円 | 9,000円 |
| 理学療法士・作業療法士 | 378,970円 | 367,090円 | 11,880円 |
| 機能訓練担当職員(言語聴覚士含む) | 359,660円 | 344,980円 | 14,680円 |
| 心理指導担当職員 | 375,080円 | 364,250円 | 10,830円 |
| 管理栄養士・栄養士 | 348,210円 | 341,850円 | 6,360円 |
| 調理員 | 280,670円 | 274,280円 | 6,390円 |
| 事務員 | 331,950円 | 323,140円 | 8,810円 |

注1) 福祉・介護職員: ホームヘルパー、生活支援員、児童指導員、保育士、障害福祉サービス経験者、世話人、職業指導員、地域移行支援員、就労支援員、訪問支援員

注2) 令和2年9月末日と令和3年9月末日ともに在籍している者の平均給与額を比較している。

注3) 平均給与額は基本給(月額) + 手当 + 一時金(4～9月支給金額の1/6)。

注4) サービス管理責任者には、児童発達支援管理責任者、サービス提供責任者を含む。

注5) 平均給与額は10円未満を四捨五入している。

障害福祉サービス等従事者の平均基本給額の状況（常勤の者、職種別）

福祉・介護職員処遇改善加算（ ）～（ ）を取得（届出）している事業所における福祉・介護職員（常勤の者）の平均基本給額について、令和2年9月と令和3年9月の状況を比較すると、4,190円の増となっている。

| | 令和3年9月 | 令和2年9月 | 差 (令和3年 - 令和2年) |
|-------------------|----------|----------|--------------------|
| 福祉・介護職員 | 201,770円 | 197,580円 | 4,190円 |
| サービス管理責任者 | 248,090円 | 243,460円 | 4,630円 |
| 看護職員 | 254,950円 | 253,390円 | 1,560円 |
| 理学療法士・作業療法士 | 247,650円 | 243,720円 | 3,930円 |
| 機能訓練担当職員(言語聴覚士含む) | 231,010円 | 226,380円 | 4,630円 |
| 心理指導担当職員 | 237,440円 | 233,420円 | 4,020円 |
| 管理栄養士・栄養士 | 231,870円 | 230,870円 | 1,000円 |
| 調理員 | 195,010円 | 192,200円 | 2,810円 |
| 事務員 | 224,960円 | 221,420円 | 3,540円 |

注1) 福祉・介護職員：ホームヘルパー、生活支援員、児童指導員、保育士、障害福祉サービス経験者、世話人、職業指導員、地域移行支援員、就労支援員、訪問支援員

注2) 令和2年9月末日と令和3年9月末日ともに在籍している者の平均給与額を比較している。

注3) サービス管理責任者には、児童発達支援管理責任者、サービス提供責任者を含む。

注4) 平均給与額は10円未満を四捨五入している。

(参考) 福祉・介護職員の平均給与額の内訳(常勤の者)

福祉・介護職員処遇改善加算()～()を取得(届出)している事業所における福祉・介護職員(常勤の者)の平均給与額について、基本給、手当、一時金(賞与等)ごとに、令和2年9月と令和3年9月の状況を比較すると、基本給が4,190円の増、手当が3,070円の増、一時金が5,080円の増となっている。

| | 令和3年9月 | 令和2年9月 | 差 (令和3年 - 令和2年) |
|-------------|----------|----------|--------------------|
| 平均給与額 | 308,760円 | 296,420円 | 12,340円 |
| うち、基本給 | 201,770円 | 197,580円 | 4,190円 |
| うち、手当 | 57,690円 | 54,620円 | 3,070円 |
| うち、一時金(賞与等) | 49,300円 | 44,220円 | 5,080円 |

注1) 福祉・介護職員: ホームヘルパー、生活支援員、児童指導員、保育士、障害福祉サービス経験者、世話人、職業指導員、地域移行支援員、就労支援員、訪問支援員

注2) 令和2年9月末日と令和3年9月末日ともに在籍している者の平均給与額を比較している。

注3) 平均給与額は基本給(月額) + 手当 + 一時金(4～9月支給金額の1/6)。

注4) 手当は職務手当、処遇改善手当、通勤手当、家族手当などが含まれるほか、時間外手当(早朝・深夜・休日手当等)も含まれる。

注5) 一時金は賞与その他臨時支給分として4～9月に支給された金額の1/6。

注6) 平均給与額等は10円未満を四捨五入している。

(参考) 障害福祉サービス等従事者の平均給与額の状況(常勤の者、職種別)

福祉・介護職員処遇改善加算を算定していない事業所も含めた福祉・介護職員(常勤の者)の平均給与額について、令和2年9月と令和3年9月の状況を比較すると、12,280円の増となっている。

| | 令和3年9月 | 令和2年9月 | 差 (令和3年 - 令和2年) |
|-------------------|----------|----------|--------------------|
| 福祉・介護職員 | 311,050円 | 298,770円 | 12,280円 |
| サービス管理責任者 | 388,340円 | 376,220円 | 12,120円 |
| 看護職員 | 419,510円 | 408,940円 | 10,570円 |
| 理学療法士・作業療法士 | 405,110円 | 391,710円 | 13,400円 |
| 機能訓練担当職員(言語聴覚士含む) | 373,110円 | 357,760円 | 15,350円 |
| 心理指導担当職員 | 384,970円 | 372,310円 | 12,660円 |
| 管理栄養士・栄養士 | 354,290円 | 347,720円 | 6,570円 |
| 調理員 | 284,850円 | 278,750円 | 6,100円 |
| 事務員 | 343,250円 | 334,010円 | 9,240円 |

注1) 福祉・介護職員: ホームヘルパー、生活支援員、児童指導員、保育士、障害福祉サービス経験者、世話人、職業指導員、地域移行支援員、就労支援員、訪問支援員

注2) 令和2年9月末日と令和3年9月末日ともに在籍している者の平均給与額を比較している。

注3) 平均給与額は基本給(月額) + 手当 + 一時金(4~9月支給金額の1/6)。

注4) サービス管理責任者には、児童発達支援管理責任者、サービス提供責任者を含む。

注5) 平均給与額は10円未満を四捨五入している。

福祉・介護職員の平均給与額の状況（常勤の者、勤続年数別）

福祉・介護職員処遇改善加算（ ）～（ ）を取得（届出）している事業所における福祉・介護職員（常勤の者）の平均給与額について、令和2年9月と令和3年9月の状況を勤続年数別に比較すると、勤続年数にかかわらず増となっている。

| | 令和3年9月 | 令和2年9月 | 差 (令和3年 - 令和2年) |
|-----------------|----------|----------|--------------------|
| 全体【平均勤続年数：8.4年】 | 308,760円 | 296,420円 | 12,340円 |
| 1年(勤続1年～1年11か月) | 270,680円 | 236,080円 | 34,600円 |
| 2年(勤続2年～2年11か月) | 279,640円 | 263,780円 | 15,860円 |
| 3年(勤続3年～3年11か月) | 285,510円 | 274,150円 | 11,360円 |
| 4年(勤続4年～4年11か月) | 284,940円 | 273,690円 | 11,250円 |
| 5年～9年 | 305,010円 | 295,270円 | 9,740円 |
| 10年以上 | 354,120円 | 348,390円 | 5,730円 |

注1) 福祉・介護職員：ホームヘルパー、生活支援員、児童指導員、保育士、障害福祉サービス経験者、世話人、職業指導員、地域移行支援員、就労支援員、訪問支援員

注2) 令和2年9月末日と令和3年9月末日ともに在籍している者の平均給与額を比較している。

注3) 平均給与額は基本給(月額) + 手当 + 一時金(4～9月支給金額の1/6)。

注4) 平均給与額は10円未満を四捨五入している。

注5) 勤続年数は令和3年9月までに勤続した年数であり、同一法人の経営する施設・事業所における勤続年数は通算して計上している。

注6) 勤続1年の者の差額が大きくなっているのは、令和2年度の賞与の算定に係る勤続月数が1年に満たないため、賞与の支給額が相対的に低くなることによって、令和2年9月の平均給与額が低くなることの一つの要因として考えられる。

福祉・介護職員の平均給与額の状況（常勤の者、保有資格別）

福祉・介護職員処遇改善加算（ ）～（ ）を取得（届出）している事業所における福祉・介護職員（常勤の者）の平均給与額について、保有資格別にみると、保有資格の有無にかかわらず増となっている。

| | | 平均勤続 年数 | 令和3年9月 | 令和2年9月 | 差 (令和3年 - 令和2年) |
|------------|---------------------|------------|----------|----------|--------------------|
| 全 体 | | 8.4年 | 308,760円 | 296,420円 | 12,340円 |
| 保有資格あり | | 10.1年 | 335,770円 | 324,580円 | 11,190円 |
| (複数 回答) | 介護福祉士 | 10.6年 | 335,440円 | 324,630円 | 10,810円 |
| | 社会福祉士 | 8.9年 | 349,840円 | 337,900円 | 11,940円 |
| | 精神保健福祉士 | 8.2年 | 341,170円 | 329,290円 | 11,880円 |
| | (たんの吸引等)認定特定行為業務従事者 | 10.7年 | 347,340円 | 339,420円 | 7,920円 |
| 保有資格なし | | 7.5年 | 293,440円 | 280,450円 | 12,990円 |

注1) 福祉・介護職員: ホームヘルパー、生活支援員、児童指導員、保育士、障害福祉サービス経験者、世話人、職業指導員、地域移行支援員、就労支援員、訪問支援員
 注2) 令和2年9月末日と令和3年9月末日ともに在籍している者の平均給与額を比較している。
 注3) 平均給与額は基本給(月額) + 手当 + 一時金(4~9月支給金額の1/6)。
 注4) 平均給与額は10円未満を四捨五入している。
 注5) 勤続年数は令和3年9月までに勤続した年数であり、同一法人の経営する施設・事業所における勤続年数は通算して計上している。

障害福祉サービス等従事者の平均給与額の状況（非常勤の者、職種別）

福祉・介護職員処遇改善加算（ ）～（ ）を取得（届出）している事業所における福祉・介護職員（非常勤の者）の平均給与額について、令和2年9月と令和3年9月の状況を比較すると、2,610円の増となっている。

| | 令和3年9月 | 令和2年9月 | 差 (令和3年 - 令和2年) |
|----------------------|----------|----------|--------------------|
| 福祉・介護職員 | 99,160円 | 96,550円 | 2,610円 |
| サービス管理責任者 | 207,600円 | 195,410円 | 12,190円 |
| 看護職員 | 114,840円 | 109,530円 | 5,310円 |
| 理学療法士・作業療法士 | 119,810円 | 118,350円 | 1,460円 |
| 機能訓練担当職員(言語聴覚士含む)() | 95,230円 | 93,460円 | 1,770円 |
| 心理指導担当職員() | 133,680円 | 140,690円 | 7,010円 |
| 管理栄養士・栄養士() | 100,610円 | 106,960円 | 6,350円 |
| 調理員 | 86,620円 | 82,720円 | 3,900円 |
| 事務員 | 109,840円 | 105,340円 | 4,500円 |

注1) 福祉・介護職員：ホームヘルパー、生活支援員、児童指導員、保育士、障害福祉サービス経験者、世話人、職業指導員、地域移行支援員、就労支援員、訪問支援員
 注2) 令和2年9月末日と令和3年9月末日ともに在籍している者の平均給与額を比較している。
 注3) 平均給与額は基本給(月額) + 手当 + 一時金(4～9月支給金額の1/6)。
 注4) ()は、集計対象数が30未満。
 注5) サービス管理責任者には、児童発達支援管理責任者、サービス提供責任者を含む。
 注6) 平均給与額は10円未満を四捨五入している。

給与等の引き上げ以外の処遇改善状況について

給与等の引き上げ以外の処遇改善状況

給与等の引き上げ以外の処遇改善状況を職場環境等要件の各区分別にみると、

- ・ 入職促進に向けた取組のうち、「法人や事業所の経営理念やケア方針などの明確化」が73.0%
- ・ 資質の向上やキャリアアップに向けた支援のうち、「研修の受講支援等」が80.5%
- ・ 両立支援・多様な働き方の推進のうち、「有給休暇が取得しやすい環境の整備」が83.8%
- ・ 腰痛を含む心身の健康管理のうち、「事故・トラブルの対応マニュアル等の作成等」が81.9%
- ・ 生産性向上のための業務改善の取組のうち、「業務手順書の作成等」が 76.7%
- ・ やりがい・働きがいの醸成のうち、「職員の気づきを踏まえたケア内容等の改善」が88.4%となっている。

| | 実施 | 未実施 |
|---|-------|-------|
| 入職促進に向けた取組 | | |
| 法人や事業所の経営理念やケア方針・人材育成方針、その実現のための施策・仕組みなどの明確化 | 73.0% | 18.1% |
| 資質の向上やキャリアアップに向けた支援 | | |
| 働きながら介護福祉士等の取得を目指す者に対する実務者研修受講支援や、より専門性の高い支援技術を取得しようとする者に対する喀痰吸引研修、強度行動障害支援者養成研修、サービス提供責任者研修、中堅職員に対するマネジメント研修の受講支援等 | 80.5% | 11.7% |
| 両立支援・多様な働き方の推進 | | |
| 有給休暇が取得しやすい環境の整備 | 83.8% | 8.8% |
| 腰痛を含む心身の健康管理 | | |
| 事故・トラブルへの対応マニュアル等の作成等の体制の整備 | 81.9% | 10.5% |
| 生産性向上のための業務改善の取組 | | |
| 業務手順書の作成や、記録・報告様式の工夫等による情報共有や作業負担の軽減 | 76.7% | 15.1% |
| やりがい・働きがいの醸成 | | |
| ミーティング等による職場内コミュニケーションの円滑化による個々の介護職員の気づきを踏まえた勤務環境やケア内容の改善 | 88.4% | 5.5% |

注1) 当該設問に未回答の施設・事業所があるため、構成割合の合計は100%にならない場合がある。

注2) 職場環境等要件については、各区分ごとの実施率の上位1位を掲載している。

給与等の引き上げ以外の処遇改善状況(実施率)(特定処遇改善加算の取得状況別)

福祉・介護職員等特定処遇改善加算を取得している事業所と取得していない事業所の給与等の引き上げ以外の処遇改善状況を、職場環境等要件の各区分（実施率上位1位）ごとにみると、いずれも福祉・介護職員等特定処遇改善加算を取得している事業所の実施率が高くなっており、特に、

- ・ 入職促進に向けた取組の「法人や事業所の経営理念やケア方針などの明確化」
- ・ 資質の向上やキャリアアップに向けた支援の「研修の受講支援等」

において、実施率の差が大きくなっている。

| | 取得 | 未取得 |
|---|-------|-------|
| 入職促進に向けた取組 | | |
| 法人や事業所の経営理念やケア方針・人材育成方針、その実現のための施策・仕組みなどの明確化 | 79.3% | 65.1% |
| 資質の向上やキャリアアップに向けた支援 | | |
| 働きながら介護福祉士等の取得を目指す者に対する実務者研修受講支援や、より専門性の高い支援技術を取得しようとする者に対する喀痰吸引研修、強度行動障害支援者養成研修、サービス提供責任者研修、中堅職員に対するマネジメント研修の受講支援等 | 87.7% | 72.0% |
| 両立支援・多様な働き方の推進 | | |
| 有給休暇が取得しやすい環境の整備 | 85.9% | 81.0% |
| 腰痛を含む心身の健康管理 | | |
| 事故・トラブルへの対応マニュアル等の作成等の体制の整備 | 84.7% | 78.3% |
| 生産性向上のための業務改善の取組 | | |
| 業務手順書の作成や、記録・報告様式の工夫等による情報共有や作業負担の軽減 | 79.6% | 72.9% |
| やりがい・働きがいの醸成 | | |
| ミーティング等による職場内コミュニケーションの円滑化による個々の介護職員の気づきを踏まえた勤務環境やケア内容の改善 | 90.4% | 85.8% |

注1)「従来又は今回実施している」と回答した施設・事業所の割合である。

注2)「未取得」には福祉・介護職員処遇改善加算()～()及び特別加算の届出をしている施設・事業所並びに当該加算の届出をしていない施設・事業所を含む。

新型コロナウイルス感染症に伴う影響について

新型コロナウイルス感染症の発生の影響

令和2年10月1日から令和3年9月30日までの事業所・施設における新型コロナウイルス感染症による影響の状況を見ると、何らかの新型コロナウイルス感染症による影響があった事業所・施設は、60.7%となっている。影響の内容として、陽性者が発生した事業所・施設は18.1%となっている。また、感染による入院や利用控えによりサービス利用者が減少した事業所・施設は29.3%となっている。

(一部複数回答)

| | 新型コロナウイルス感染症の影響として、1つ以上が該当 | (複数回答) | | | | 左記のいずれにも該当はない |
|-------------------|----------------------------|-----------------------------------|-------------------------------------|----------------------------------|-----------------------------|---------------|
| | | 利用者、職員のいずれかに新型コロナウイルス感染症の陽性者が発生した | 利用者、職員のいずれかに新型コロナウイルス感染症の濃厚接触者が発生した | 休業要請等により、一時休業や営業時間の短縮等の運営の縮小を行った | 感染による入院や利用控えによりサービス利用者が減少した | |
| 全体 | 60.7% | 18.1% | 30.2% | 12.9% | 29.3% | 39.3% |
| 居宅介護 | 55.8% | 18.0% | 33.4% | 4.3% | 27.6% | 44.2% |
| 重度訪問介護 | 59.7% | 19.0% | 32.1% | 3.2% | 25.1% | 40.3% |
| 生活介護 | 61.3% | 17.3% | 32.7% | 16.4% | 33.6% | 38.7% |
| 施設入所支援 | 58.0% | 25.7% | 34.9% | 10.9% | 22.7% | 42.0% |
| 就労継続支援A型 | 49.5% | 16.3% | 20.7% | 19.2% | 17.2% | 50.5% |
| 就労継続支援B型 | 61.8% | 16.8% | 23.6% | 21.1% | 29.9% | 38.2% |
| 共同生活援助(介護サービス包括型) | 41.4% | 12.1% | 22.1% | 6.2% | 15.0% | 58.6% |
| 児童発達支援 | 79.3% | 25.4% | 42.3% | 18.6% | 44.7% | 20.7% |
| 放課後等デイサービス | 75.2% | 19.8% | 37.0% | 14.0% | 46.4% | 24.8% |
| 福祉型障害児入所施設 | 60.8% | 26.4% | 40.0% | 9.3% | 15.7% | 39.2% |
| 医療型障害児入所施設 | 78.0% | 41.5% | 50.0% | 6.4% | 22.3% | 22.0% |

注1) 令和2年10月1日～令和3年9月30日の間の状況について回答したもの。

注2) 「左記のいずれにも該当はない」と回答した施設・事業所は、他の項目を選択していない。

障害福祉サービス等従事者の給与等の状況（新型コロナウイルス感染症の影響別）

障害福祉サービス等従事者の給与の引き上げ状況を、新型コロナウイルス感染症の影響の有無別に比較すると、いずれの場合にも給与等を引き上げた事業所が約6割あり、それほど大きな違いは見られない。

| | | 給与等を引き上げた | 現在は令和2年度の給与水準を維持しているが、1年以内に引き上げる予定 | 令和2年度の給与水準を維持しており、1年以内に引き上げる予定はなし | 給与等を引き下げた | その他 |
|---------------------------------|-------------------------------------|-----------|------------------------------------|-----------------------------------|-----------|------|
| 全体 | | 60.7% | 15.4% | 20.5% | 0.4% | 3.0% |
| 新型コロナウイルス感染症の影響として、下記のうち1つ以上が該当 | | 62.5% | 15.0% | 19.4% | 0.5% | 2.7% |
| 複数回答) | 利用者、職員のいずれかに新型コロナウイルス感染症の陽性者が発生した | 63.6% | 16.6% | 17.3% | 0.2% | 2.3% |
| | 利用者、職員のいずれかに新型コロナウイルス感染症の濃厚接触者が発生した | 63.8% | 14.2% | 19.2% | 0.2% | 2.6% |
| | 休業要請等により、一時休業や営業時間の短縮等の運営の縮小を行った | 62.2% | 12.7% | 21.5% | 0.3% | 3.3% |
| | 感染による入院や利用控えによりサービス利用者が減少した | 61.1% | 16.1% | 19.7% | 0.7% | 2.4% |
| いずれにも該当しない | | 58.3% | 16.2% | 22.0% | 0.4% | 3.1% |

注1) 調査対象となった施設・事業所に在籍している障害福祉サービス等従事者全体(福祉・介護職員に限定していない)の状況である。

注2) 令和2年10月1日～令和3年9月30日の間の状況について回答したもの。

障害福祉サービス等従事者の平均給与額の状況（常勤の者、職種別、新型コロナウイルスの影響別）

福祉・介護職員等特定処遇改善加算を取得（届出）している施設・事業所における福祉・介護職員（常勤の者）の平均給与額について、新型コロナウイルス感染症の影響別に令和2年9月と令和3年9月の状況を比較すると、「該当あり」が12,770円の増、「該当なし」が12,320円の増となっている。

| | | 令和3年9月 | 令和2年9月 | 差 (令和3年 - 令和2年) |
|-------------------|------|----------|----------|--------------------|
| 福祉・介護職員 | 該当あり | 321,510円 | 308,740円 | 12,770円 |
| | 該当なし | 311,090円 | 298,770円 | 12,320円 |
| サービス管理責任者 | 該当あり | 400,050円 | 386,670円 | 13,380円 |
| | 該当なし | 399,210円 | 385,290円 | 13,920円 |
| 看護職員 | 該当あり | 410,690円 | 400,860円 | 9,830円 |
| | 該当なし | 379,290円 | 371,370円 | 7,920円 |
| 理学療法士・作業療法士 | 該当あり | 375,050円 | 365,060円 | 9,990円 |
| | 該当なし | 409,670円 | 397,820円 | 11,850円 |
| 機能訓練担当職員（言語聴覚士含む） | 該当あり | 365,500円 | 350,590円 | 14,910円 |
| | 該当なし | 380,210円 | 361,760円 | 18,450円 |
| 心理指導担当職員 | 該当あり | 390,910円 | 380,490円 | 10,420円 |
| | 該当なし | 351,610円 | 339,970円 | 11,640円 |
| 管理栄養士・栄養士 | 該当あり | 359,040円 | 350,930円 | 8,110円 |
| | 該当なし | 344,730円 | 339,090円 | 5,640円 |
| 調理員 | 該当あり | 289,930円 | 285,450円 | 4,480円 |
| | 該当なし | 266,610円 | 258,490円 | 8,120円 |
| 事務員 | 該当あり | 327,100円 | 320,610円 | 6,490円 |
| | 該当なし | 332,650円 | 322,130円 | 10,520円 |

注1) 福祉・介護職員：ホームヘルパー、生活支援員、児童指導員、保育士、障害福祉サービス経験者、世話人、職業指導員、地域移行支援員、就労支援員、訪問支援員

注2) 令和2年9月末日と令和3年9月末日ともに在籍している者の平均給与額を比較している。

注3) 平均給与額は基本給（月額）＋手当＋一時金（4～9月支給金額の1/6）。

注4) サービス管理責任者には、児童発達支援管理責任者、サービス提供責任者を含む。

注5) 平均給与額は10円未満を四捨五入している。